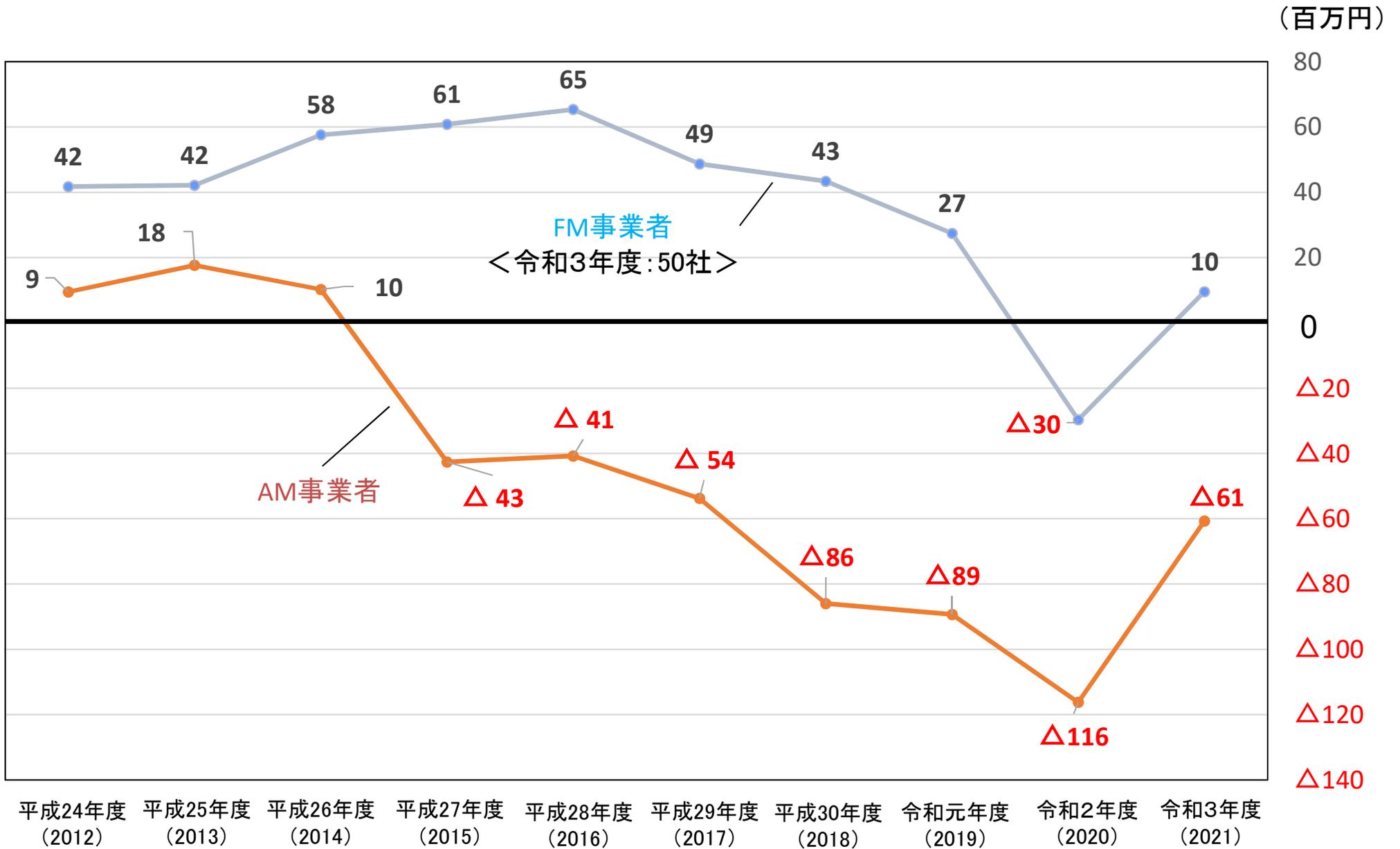


FM転換に関する取組について

デジタル時代における放送制度の
在り方に関する検討会事務局

令和5年1月31日

ラジオ放送事業者の営業利益の推移(1社の平均)



注:各年度の営業利益から各年度の事業者数で割った数値(1社あたりの平均)を記載している。

AM放送とFM放送の違い

	AM放送	FM放送
建物内	聞こえにくい	聞こえやすい
山影	回り込み易い → 聞こえる	回り込みにくい → 聞こえない
送信アンテナの設置場所	広大で伝導率の高い敷地 (川辺など)	鉄塔や山頂

A M放送



【AM親局のアンテナの例】

F M放送

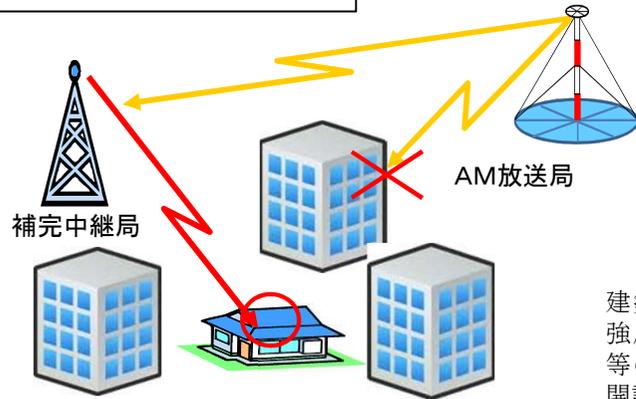


波長約500mの大型アンテナ
(短縮アンテナ：100m強程度)

AMラジオ放送のFM補完中継局

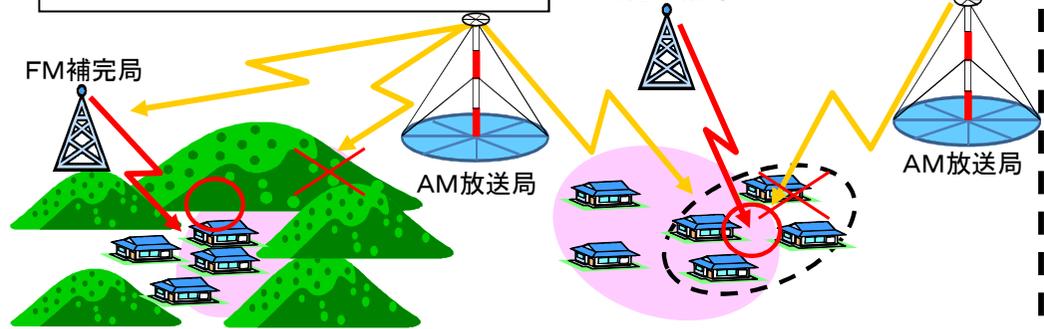
- (1) AMラジオ放送の難聴解消や災害時の放送継続のため、下図の種類のFM補完中継局 (AMラジオ放送を補完するFM中継局) の開設を可能とするための制度整備を2018年4月に実施。
- (2) FM補完中継局の整備等を推進するため、総務省は補助事業を実施しており、全国で226局整備済み (2022年6月1日時点)。
- (3) なお、AM局の運用休止に係る特例措置に向け、AM局のエリアカバーのためにFM補完中継局が開設できるよう措置する予定。

①都市型難聴対策



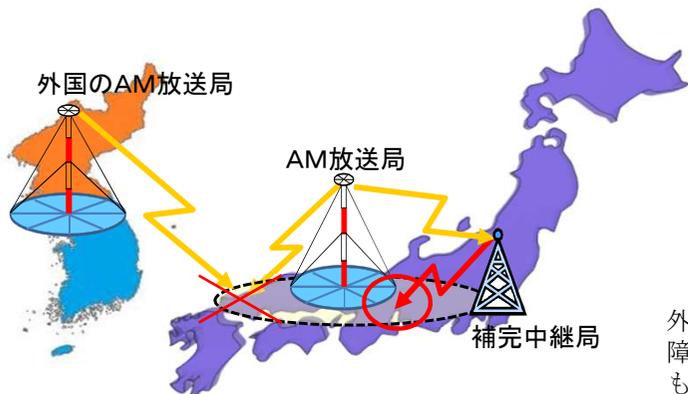
建築物による遮へいによる電界強度の低下又は電気雑音の影響等の要因による受信障害対策を開設目的とするもの

③地理的・地形的難聴対策



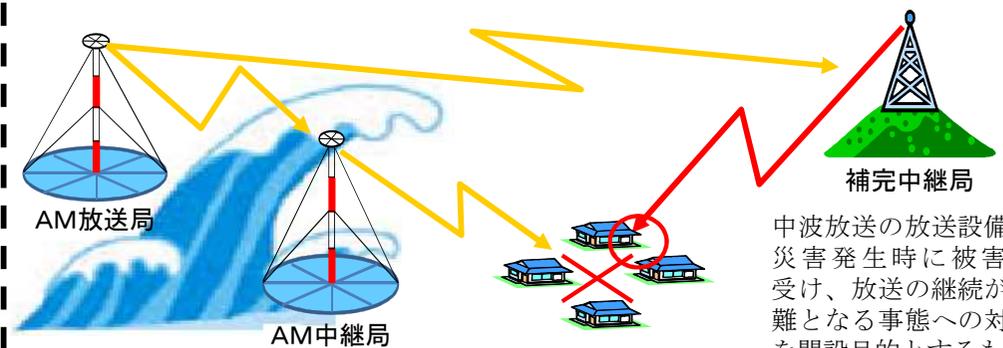
地形的原因で生じる遮へいによる受信障害対策又は地理的原因による受信障害対策を開設目的とするもの

②外国波混信対策



外国波との混信による受信障害対策を開設目的とするもの

④災害対策



中波放送の放送設備が災害発生時に被害を受け、放送の継続が困難となる事態への対策を開設目的とするもの



- (1) ラジオ事業者の厳しい経営状況を踏まえ、次期再免許(2023年11月)時に、ラジオ事業者が、運営負担の大きいAM局を休止し、負担の小さいFM局に転換することを経営判断として選択できるよう、特例措置を設けることを予定。
- (2) 当該特例措置の内容やその要件、手続等を示す「AM局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針」(案)を2022年12月27日に公表し、パブリックコメントを実施中(2022年12月28日～2023年1月31日の35日間)。

1. 背景

ラジオ事業者の経営状況が厳しく、またAM放送設備の老朽化が進んでいる。

- 1) ラジオ事業者は、全体として黒字を確保することが困難な状況。
- 2) AM放送設備の老朽化が深刻(民放AM大規模放送局(親局)の約7割が設置後50年を経過。)
- 3) 設備更新のための費用負担 (AM親局1局は約20～25億円。なお、FM親局1局は約3,000～4,000万円。)が困難。

2. 特例措置の概要

ラジオ事業者が、6か月以上の期間AM放送局の運用を休止することを可能とする。

(電波法第76条(抄))

- 4 総務大臣は、免許人(包括免許人を除く。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。
 - 一 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き六月以上休止したとき。

3. 特例措置の適用期間

- 1) AM局の運用休止は、再免許時の2023年11月1日から、住民への周知広報や問合せ窓口の事前運用に要する3か月を経た2024年2月1日以降に開始し、1年以内に終了とする。
- 2) 特例措置の適用期間中に、総務省はAM局休止に伴う、住民及び事業者の経営への影響を検証。
- 3) 検証結果や事業者の要望も踏まえ、AM局の休止継続またはAM局廃止に関する所要の制度整備等を行う。

4. 特例措置の適用要件

- 1) AM局を運用休止しても、放送エリアを最大限維持できるように努めること。
 - 世帯・エリアカバー率を最大限維持するために、新たなFM中継局の整備や既存のFM補完中継局の運用、さらにはケーブルテレビによる再送信の実施を可能な限り行うこと。
 - 上記対応を行ってもなお、ラジオ放送が聴取できなくなる地域については、聴取するための代替手段を提示すること。
 - 運用休止前後の世帯カバー率等のデータを総務省に提出すること。
- 2) 運用休止日の遅くとも3か月前から、運用休止の影響を受ける住民への周知広報を行うとともに、問合せ窓口を設置すること。
- 3) 地方公共団体等への周知及び災害時の対応に関する調整を行うこと。
- 4) 住民・地方公共団体等の認知及び理解、事業者の経営基盤強化への影響及び効果について検証すること。

5. 今後のスケジュール

- 1) 2023年2月頃、特例措置の適用を希望する民間AMラジオ放送事業者の意向調査を実施。
- 2) 2023年5月～7月、再免許申請受付(特例措置の適用に関する申請も含む。)
- 3) 2023年11月、再免許交付。特例措置の適用開始。

(参考)日本民間放送連盟要望

2019年3月、「放送を巡る諸課題に関する検討会」に置かれた「放送事業の基盤強化に関する検討分科会(第4回)」にて、以下の要望を提出。

- ① 遅くとも2028年の再免許時(5年毎の地上基幹放送局に対する再免許)までに、AM放送事業者の経営判断によってAM放送からFM放送への転換や両放送の併用を全国的に可能とすること。
- ② 2023年の再免許時を目途に、AM放送を一部地域で実証実験として長期間にわたり停波できるよう、総務省は必要な制度的措置を行うこと。